

国立大学法人九州大学職域限定職員（無期転換者）就業規則

平成29年度九大就規第26号

施行：平成30年 3月30日

最終改正：令和 2年 3月27日

（令和元年度九大就規第28号）

（趣旨）

第1条 この規則は職域限定職員（無期転換者）の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項について、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「職域限定職員（無期転換者）」とは、職域限定職員であった者のうち、就業通則第2条第3項の規定に基づき、無期労働契約に転換した職員をいう。

（退職）

第3条 職域限定職員（無期転換者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職域限定職員（無期転換者）としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合
- (2) 就業通則第15条第2項に規定する日に至った場合
- (3) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合
- (4) 業務上の事由による傷病の療養給付が傷病補償年金に移行した場合
- (5) その他退職事由が発生した場合

（再雇用）

第4条 就業通則第16条の規定に基づき、次の各号に定める者のうち、希望するものについては、65歳に達した日以後における最初の3月31日を限度に再雇用する。

- (1) 前条第1項第2号の規定により退職した者
- (2) 国立大学法人九州大学職域限定職員就業規則（平成29年度九大就規第22号。以下「職域限定職員就業規則」という。）第6条第5項の規定により雇用期間が満了した日の翌日から職域限定職員（無期転換者）となる者

（職域限定職員給与規程の準用）

第5条 職域限定職員（無期転換者）の給与については、国立大学法人九州大学職域限定職員給与規程（平成29年度九大就規第31号）を準用する。この場合において、「職域限定職員」とあるのは「職域限定職員（無期転換者）」と読み替えるものとする。

（職域限定職員就業規則の準用）

第6条 職域限定職員（無期転換者）の職域限定職員の区分、勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇、表彰、表彰を受ける者、表彰の日、表彰を受ける者の推薦及び社会保険等の適用については、職域限定職員就業規則第5条及び第12条から第19条までの規定を準用する。この場合において、「職域限定職員」とあるのは「職域限定職員（無期転換者）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。